別表第一中

環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等	二酸化炭素			
				○	

を

環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		○※	

に改め、同表備考第一号に次のただし書を加える。

ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

別表第一備考に次の一号を加える。

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第二二酸化炭素の項の次に次のように加える。

放射線の量	造成等の工事による一時的な影響	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 ハ　気象の状況 ニ　土質の状況 二　調査の基本的な手法 地調査による情報（浮遊物質量については、環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法に用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四　調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響が最大となる時期	五　調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

別表第二備考に次の一号を加える。

六　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○農林水産省国土交通省令第三号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

農林水産省建設省

第五条第三項各号中「環境要素」の下に「（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第二十条第一項第二号イに次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第二十一条第四項第一号及び第二号中「（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第三号中「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。